

## 妊産婦等を取り巻く社会環境の整備について

1. 厚生労働省ホームページ等においてマタニティマーク公募（12月中旬～1月下旬）  
（応募数によっては、検討会委員による一次選考）
  
2. 「健やか親子 21」推進検討会において委員による検討の上、決定。（2月予定）
  
3. 活用方法等
  - 1) 関係省庁等を通じて交通機関、飲食店等に情報提供。
  - 2) 厚生労働省ホームページ等で国民にPR。
  - 3) 各自治体、関係団体等に対して情報提供。
  - 4) デザインは厚生労働省ホームページ等に掲載し、自由に使用。

## マタニティマークのデザイン募集について(案) ～妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて～

### 1 趣旨

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」では、その課題の一つに「妊娠・出産の安全性と快適性の確保」を挙げています。この課題の達成のためには、妊産婦さんに対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要です。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦さんのマークが使われているものの、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされています。

こうした課題の解決に向け、今回、厚生労働省に設置している「健やか親子21」推進検討会において、妊産婦さん自身が身につけられる、マタニティマークを募集することといたしました。また、このマタニティマークを妊産婦さんに役立てていただくとともに、妊産婦さんに対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することも目的としています。

### マタニティマークとは？

妊産婦さんが交通機関等を利用する際に身につけることで、周囲の方が妊産婦さんへの配慮を示しやすくするものです。

また、今回募集するマタニティマークは、妊産婦さんが身につけるほかに妊産婦さんの座席確保に向けた取組を行っている交通機関や受動喫煙の防止対策を行っている飲食店、エレベーター等の乗降の際に妊産婦さんへの配慮を行っている施設でも、その取組を書き加えて掲示してもらおう等、妊産婦さんにやさしい環境づくりに取組む活動をPRするものとして幅広く活用していただく予定です。

### 2 募集要綱

#### 1) 募集内容

妊産婦さんが身につけるマークのデザイン（絵柄でも図案でも構いません）。

#### 2) 応募期間

平成18年1月 日（ ）必着。郵送の場合は、当日消印有効とします。

#### 3) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

#### 4) 応募方法

作品及び作品の解説のほか、氏名、年齢、性別、職業、住所及び電話番号をご記入の上、以下の宛

先まで送付して下さい。

①電子メールの場合

sukoyaka21@mhlw.go.jp

メールの表題は「マタニティマーク募集」としてください。

ファイルを添付する場合は、jpg または gif ファイルにて作成したもの（大きさは縦 500 ピクセル、横 500 ピクセルまでとします。容量は 2 MB 以内）

②郵送（はがき）の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

「健やか親子 21」推進検討会事務局 宛

6) 応募上の留意点

- ・応募作品数の制限はありません。
- ・ご自身で作成した作品に限ります。
- ・応募作品は返却いたしませんのであらかじめご了承下さい。
- ・マークの作成及び応募に係る費用は応募者の負担とします。

7) 著作権等

- ・選定された作品の著作権等については、妊産婦さんが身につけるマークのデザイン等として民間、地方公共団体等に幅広く自由に活用いただくために厚生労働省に帰属することとさせていただきます。
- ・応募作品については印刷等の際に、若干修正することがあります。特に、交通機関などに掲示する場合に、文字などが加えられる場合があります。

8) 選定方法

「健やか親子 21」推進検討会において、検討会委員により 1 作品を選定します。

9) 発表

平成 18 年 2 月開催予定の「健やか親子 21」推進検討会において発表いたします。受賞者については本人に通知するほか、厚生労働省 HP 等で発表いたします。

10) 受賞者の表彰

平成 18 年 3 月に開催予定の「健やか親子 21」推進協議会総会において、受賞者に賞状を授与いたします。

《訂正》

議事次第 資料1-2 (11頁)

課題4-2

法に基づき児童相談所等に報告があった被虐待児数  
暫定直近値 (平成17年7月現在)

(誤)

32,408件

(正)

33,408件